

丸山町告示第十二号

本町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成十八年三月十一日から効力を生ずる。

平成十八年三月十日

丸山町長 石井 洋

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
白 子	壺丁目	安馬谷	下 原	3, 475の内 3, 476の内 3, 483の内 3, 486の内 3, 489の内 3, 493の内 3, 496の内
		峯	一本松	103の内 104~110 111の内 112の内 120の内 121の内 122~125 126の1 126の2の内 134の内 135~144
			矢田原	145の内 146~152 154~157 158の1 158の2
			北 峯	162の内 163の内 167の内 169 170の内 175の内
	白 子	壺丁目	619の内 620 621の内~623の内 624 625の内 626の内 627 628の1の内 628の2	
小沼田	安馬谷	下 原	3, 381の2 3, 390 3, 392の内 3, 396の内 3, 397の内 3, 398 3, 399の内 3, 406の内 3, 409 3, 410の内 3, 411 3, 423の内 3, 427の内 3, 428 3, 429 3, 434の内 3, 435 3, 436 3, 438~3, 440 3, 441の内 3, 442~3, 447 3, 449 3, 450 3, 451の1~3, 451の3 3, 452~3, 456 3, 457 3, 458 3, 459の内~3, 462の内 3, 476の内 3, 481の内 3, 482 3, 483の内 3, 485 3, 486の内 3, 487 3, 488 3, 489の内 3, 490~3, 492 3, 493の内 3, 501 3, 502 3, 506 3, 507	
	白 子	壺丁目	697の内 698の内 700の内	
峯	一本松	峯	矢田原	145の内
			北 峯	159 160の1 160の2 161 162の内 163の内 164 166の1 166の2 167の内 170の内 171 174の1の内 175の内
	三反目	白 子	鮫 田	390の内~394の内 413の内

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成17年7月27日現在の登記事項証明書によるものである。